

諮問庁：検事総長

諮問日：平成27年12月24日（平成27年（行情）諮問第765号）

答申日：平成28年6月8日（平成28年度（行情）答申第108号）

事件名：宇都宮地方検察庁の職員が特定期間に特定番号の事件の捜査のために作成した文書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「宇都宮地方検察庁の職員が、特定期間に、特定事件番号A号及びB号の捜査のため又は捜査の結果、作成した文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年8月19日付け宇地企第1054号により宇都宮地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、審査請求人が開示請求した文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである。

（1）審査請求書

何にも開示されないのは、全くもっておかしい。不開示の理由においては、事件に関して、担当の検察官あるいは他の職員が、やるべき職務を行っていないのを隠そうとする理由付けとしか思えない。そうでないならば、存否を明らかにして可能な限りの行政文書を開示すべきと考える。

（2）意見書

諮問事件について、次のとおり意見を述べさせていただき、資料1ないし資料3とともに提出します。（添付資料省略）

ア 審査請求に至る経緯

（ア）警察の怠慢かつ杜撰な捜査

A 私は、平成23年特定月に交通事故に遭い救急車で特定病院に搬送され、後日、怪我の診断書を特定警察署に提出した。

B その後、特定警察署に交通事故に関する問い合わせを何度もした。しかし怪我の診断書を提出したにもかかわらず物損事故扱い

であることや、双方立会の実況見分をやるといいながら、なかなかやらないことなど警察官の怠慢かつ社撰な捜査に不信感を抱いた私は、宇都宮地方検察庁の被害者支援員に相談するようになった。

C 何度も相談した結果、事故から約1年2カ月後の平成24年特定月に双方立会の実況見分が行われることとなった。その時の担当者が、特定警察署の特定警察官であり、その指導を行ったのが、宇都宮地方検察庁の特定副検事だった。

(イ) 警察の不正への告訴と検察審査申し立て

A そしてその後、民事訴訟をする際の資料として実況見分調書等を宇都宮地方検察庁から取り寄せた。するとその書類の中でいくつか事実とは異なる虚偽記載に気づき、到底間違いとは思えないので、平成27年特定A月、特定県警に特定警察官を虚偽公文書作成罪で告訴し告訴状と証拠書類を提出し、平成27年特定B月に受理された。

B ところが驚いたことに、その事件の担当検察官が特定副検事であり、特定警察官は嫌疑不十分として不起訴処分となった。

C 私は、明らかな証拠を提出しているにもかかわらず不起訴処分になったことに納得できなかつたので、平成27年特定C月、宇都宮検察審査会に審査申立書を提出した。しかしながら、平成27年特定D月に不起訴相当の結果がでた。

(ウ) 検察官への疑念

A 私は2つの事件において、特定副検事の職務と対応に強い疑念を抱きかつ憤りさえ覚えるものである。

B 交通事故の時は、私の質問や意見をほとんど聞かず、私を加害者に仕立て上げようとする意図を強く感じ、交通事故に関してもっと詳しく調べてほしいと言っても受け入れてもらえなかつた。

C また特定警察官を告訴した事件では、故意ではなく過失だと言いつつその理由として特定警察官が交通事故後約1年後にたまたま現場を通りかかった時に、信号サイクルの違いに気づいたとか理解し難い説明を受けたので、後日、特定副検事にその詳細について、確認しようと連絡したがなかなか取り次いでもらえず、ようやく取り次いでもらえた時には、終わった事で話す事は何もないとガチャと電話を切られてしまった。

D このような対応に憤りを覚えない人はいないと思う。検察官としての資質に欠ける以前に人としていかなものかと疑うものであった。

(エ) 情報公開請求

何よりも私には、特定副検事が2つの事件に関してほとんど何もしていないと強く感じたので、平成27年特定C月に行政文書開示請求をし、平成27年特定E月に行政文書不開示決定通知書を受け、審査請求をしたものである。

イ 諮問庁の判断・理由に対する意見

- (ア) 最初に、私が行政文書開示請求の対象とした事件がまだ捜査中であるならば、きちんとした捜査をしていただきたい。また私は、検察職員の職務の行政文書を開示請求したものであり、捜査に限定したのではない。
- (イ) 捜査に関する行政文書においては、捜査が終了しているならば、捜査の進捗状況や捜査活動に支障をきたす理由等には該当せず、捜査終了の行政文書が該当することになると思う。
- (ウ) 対象となる行政文書すべてが、存否を明らかにできないということはないと思うので、存否を明らかにできない行政文書がいくつかあるがためにすべての行政文書を不開示決定としたと解釈するならば、法8条の乱用と言わざるを得ない。
- (エ) 対象となる行政文書の中に公共の安全と秩序に支障をきたすもの、あるいは特別な捜査手法に関するもの等があるとは思えず、そもそも私には、対象となる行政文書が、どのようなものでどれくらいあるのかもわからないので、仮に存否を明らかにできない行政文書があるならば、それ以外の行政文書は、開示しても問題ないはずであり開示すべきと考える。
- (オ) にもかかわらず、対象となるすべての行政文書を不開示決定（存否応答拒否）としたとなると、私が強く抱いていた疑念どおり特定副検事はやるべき職務を果たさず、特定警察官に便宜を図り、警察の不正を検察が隠ぺいしもみ消したと判断せざるを得ない。

ウ 最後に

- (ア) 検察は徹底した捜査を行い、可能な限り事実を明らかにして相当な処分をする。そうすることで社会秩序を維持し、社会の安全、安心が守られると思う。
- (イ) しかしながらほとんど何もしない、何もしないからわからない、わからないから嫌疑不十分で不起訴処分とする、そのような検察官が存するならば直ちに辞めていただきたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、以下のとおりである。

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

(1) 開示請求の内容

本件開示請求は、宇都宮地方検察庁に対してなされたものであり、「宇

都宮地方検察庁の職員が、特定期間に、特定事件番号A号及びB号の捜査のため又は捜査の結果、作成した文書」を対象としたものである。

(2) 処分庁の決定

処分庁は、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の事件に関する捜査の進捗状況や捜査機関の捜査手法等が明らかとなり、法5条4号の犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することとなるため、法8条の規定に基づき、存否応答拒否とする不開示決定（原処分）を行った。

2 諮問庁の判断及び理由

(1) 諮問の要旨

審査請求人は、原処分に対し、「不開示決定を取り消し、開示を求める」とし、本件対象文書の開示を求めているところ、原処分を維持することが妥当であると認めたので、不開示決定の妥当性について、以下のとおり理由を述べる。

(2) 捜査のため又は捜査の結果作成する文書等について

ア 事件の捜査のため又は捜査の結果作成する行政文書としては、検察官が取調べ等のために出張する際に作成される出張手続に関する文書、週休日に勤務をした際に作成される勤務手続に関する文書、検察官若しくは検察事務官が取り調べた者又は検察官若しくは検察事務官から囑託を受けた鑑定人等に支払われる旅費等の支給に関する文書、事件の捜査に関する照会費用や鑑定費用等の支払いに関する文書等があり得る。

そして、これらに記録されている情報はもとより、これらの文書が作成されている事実を開示するということは、検察官又は検察事務官が何らかの捜査活動を行っていること等の進捗状況やどのような時期にどのような捜査を行っているかという当該事件の捜査手法等を示すものである。

イ また、捜査活動の内容や進捗状況等は公にされるものではなく、仮にこれが公になった場合、現に捜査中の事件であれば、当該事件の事件関係者等に逃亡又は罪証隠滅等をされるおそれが生じるなど、捜査活動に支障を及ぼすものであり、既に捜査が終了している事件であったとしても、どのような捜査等が行われたかが公になるため、同種の犯罪行為を企図している者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査活動等に対する対抗措置を講じる機会を与えることとなるのは明らかである。

(3) 法5条4号及び8条該当性

上記(2)アのような個別の事件の捜査のため又は捜査の結果作成す

る文書については、その内容を不開示としても、どのような文書が存在しているか否かを答えるだけで、検察庁における捜査の進捗状況や捜査手法等を推知し得ることから、捜査の進捗状況等を察知した被疑者及び事件関係者等が逃亡や罪証隠滅等を行うおそれが生じることとなるため、犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが認められ、法5条4号の不開示情報に該当することは明らかである。

また、文書が存在していない場合、その旨を答えると、対象期間において、当該事件につき、当該文書の作成を伴う捜査をしていないことを推測させるほか、開示請求を繰り返すことにより、捜査の進捗状況等を推知し得ることから、被疑者等がその犯罪行為を潜在化、巧妙化させて継続、拡大等をする可能性を否定することはできないため、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条4号の不開示情報に該当するものである。

さらに、当該事件が既に終結済みの事件であったとしても捜査の内容及びその手法等は公にされるものではなく、開示請求に対して、どのような文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該事件についてどのような捜査等が行われていたかを推知させ、同種の犯罪行為を企図している者や当該事件の共犯者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査活動等に対する対抗措置を講じる機会を与えることとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが認められるので、法5条4号の不開示情報に該当するとの判断を左右するものではない。

したがって、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで法5条4号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否することが相当である。

3 結論

以上のとおり、本件不開示決定については、開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の事件に関する捜査の進捗状況や捜査機関の捜査手法等が明らかとなり、法5条4号の犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することとなると認められるため、法8条により存否応答拒否とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成28年1月26日 審査請求人から意見書及び資料を収受

④ 同年5月16日 審議

⑤ 同年6月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「宇都宮地方検察庁の職員が、特定期間に、特定事件番号A号及びB号の捜査のため又は捜査の結果、作成した文書」であり、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条4号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条の存否応答拒否による不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、同人が開示請求した文書を開示すべきとしているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

(1) 諮問庁の説明の要旨

ア 事件の捜査のため又は捜査の結果作成する行政文書としては、検察官が取調べ等のために出張する際に作成される出張手続に関する文書、週休日に勤務をした際に作成される勤務手続に関する文書、検察官若しくは検察事務官が取り調べた者又は検察官若しくは検察事務官から囑託を受けた鑑定人等に支払われる旅費等の支給に関する文書、事件の捜査に関する照会費用や鑑定費用等の支払いに関する文書等があり得る。

イ 上記アのような個別の事件の捜査のため又は捜査の結果作成する文書については、その内容を不開示としても、どのような文書が存在しているか否かを答えるだけで、検察庁における捜査の進捗状況や捜査手法等を推知し得ることから、捜査の進捗状況等を察知した被疑者及び事件関係者等が逃亡や罪証隠滅等を行うおそれが生じることとなるため、犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが認められ、法5条4号の不開示情報に該当することは明らかである。

ウ また、文書が存在していない場合、その旨を答えると、対象期間において、当該事件につき、当該文書の作成を伴う捜査をしていないことを推測させるほか、開示請求を繰り返すことにより、捜査の進捗状況等を推知し得ることから、被疑者等がその犯罪行為を潜在化、巧妙化させて継続、拡大等をする可能性を否定することはできないため、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法5条4号の不開示情報に該当するものである。

エ さらに、当該事件が既に終結済みの事件であったとしても捜査の内

容及びその手法等は公にされるものではなく、開示請求に対して、どのような文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該事件についてどのような捜査等が行われていたかを推知させ、同種の犯罪行為を企図している者や当該事件の共犯者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査活動等に対する対抗措置を講じる機会を与えることとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが認められるので、法5条4号の不開示情報に該当するとの判断を左右するものではない。

(2) 検討

ア 開示請求書に記載されている請求内容に対応して、本件対象文書の存否を明らかにすることは、宇都宮地方検察庁において、特定期間に、特定事件番号A号及びB号の事件の捜査に関し何らかの文書が作成された事実の有無、ひいては、当該事件に関し何らかの捜査が行われていた事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

イ そして、対象期間を変え、同様の開示請求を繰り返すことにより、当該事件の捜査の進捗状況等が推知し得る旨の諮問庁の説明も首肯できる。

ウ そうすると、本件対象文書の存否を答えることにより、当該事件が現に捜査中の事件であれば、当該事件の事件関係者等に逃亡又は罪証隠滅等をされるおそれが生じるなど、捜査活動に支障を及ぼし、既に捜査が終了している事件であっても、同種の犯罪行為を企図している者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査活動等に対する対抗措置を講じる機会を与えることは否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ したがって、本件対象文書の存否を答えることは、それだけで、法5条4号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条4号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史